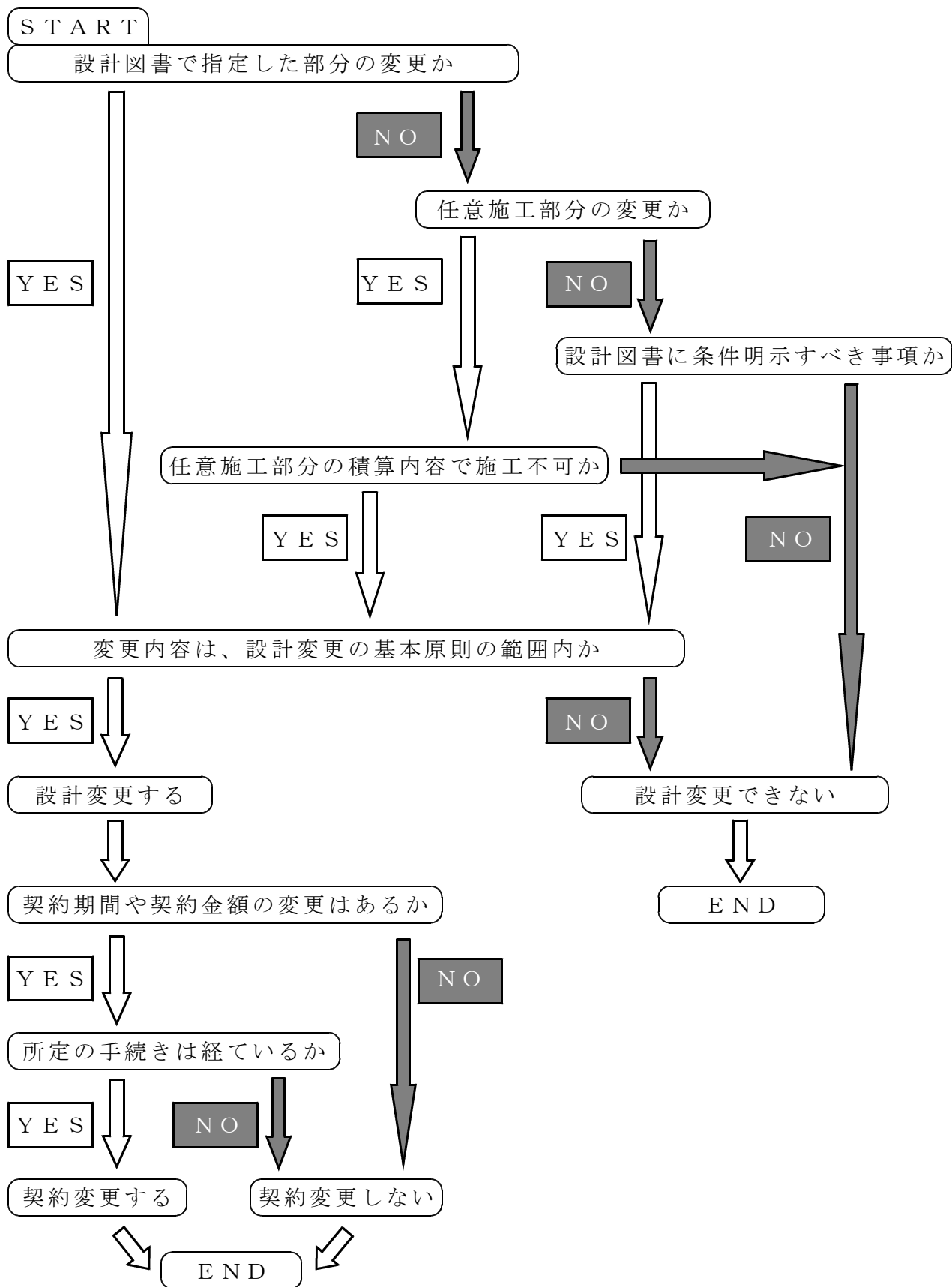


土木・建築工事設計変更ガイドライン

令和 3 年 7 月

八 街 市

設計変更と契約変更の判断フロー



目 次

ガイドライン策定の背景	1
1. 適用範囲	
1-1 「土木・建築工事設計変更ガイドライン」の適用範囲	2
2. 設計変更の基本事項	
2-1 設計変更の定義	3
2-2 設計変更の基本原則	3
2-3 設計変更の対象事項	5
2-4 設計変更が不可能なケース	9
2-5 設計変更が可能なケース	11
2-6 設計変更を行う場合の手続き	11
①第19条（条件変更等）の手続きフロー	11
②第20条（設計図書の変更）の手続きフロー	13
③第21条（工事の中止）	13
④第23条（受注者の請求による工期の延長）の手続きフロー	14
⑤第24条（発注者の請求による工期の短縮等）の手続きフロー	15
⑥第19条第1項（設計図書の照査の範囲をこえるもの）の手続きフロー	16
3. 設計図書の照査	
3-1 基本事項	17
3-2 「設計図書の照査」の位置づけ	17
3-3 設計図書の照査の範囲をこえるもの	18
4. 指定と任意	
4-1 基本事項	19
4-2 自主施工の原則	19
4-3 留意事項	21
5. 施工条件明示	
5-1 設計図書への施工条件明示	22
6. その他（参考資料）	
6-1 照査項目確認表（土木工事用）	25
6-2 照査項目確認表（建築工事用）	27

ガイドライン策定の背景

国では、平成26年6月に改正した「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行を受け、公共工事の品質を将来に渡って確保するため、建設業の中長期的な担い手を確保することが明記された。「計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更」が示され、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が発注者の責務として明確化された。

さらに、発注関係事務の運用に関する指針では、発注者が必ず実施すべき事項として、「現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成する」及び「施工条件の変化等に応じて、必要と認められるときは、適切に設計図書を変更する」ことが示された。

こうした背景のもと、受発注者間の変更手続が円滑かつ適切に行われるよう、設計変更に関する運用指針として、土木・建築工事設計変更ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を策定したものである。

公共土木・建築工事は、多様な制約条件の下で個別に設計や施工を行い、多岐にわたる目的物を完成させるものであり、発注者は工事を円滑かつ適切に実施するため、工事施工上の制約となる施工条件を仕様書等に明示し、発注者と受注者の役割分担を明確にするとともに、施工条件が変わった場合の措置を明確にする必要がある。また、受注者は、工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し、進めることが不可欠である。

本ガイドラインは、設計変更の対象事項や必要な手続きなどを明らかにすることにより、設計変更を適切に行うための受注者、発注者双方にとっての共通の手引書として整理したものである。

1. 適用範囲

1-1 「土木・建築工事設計変更ガイドライン」の適用範囲

「土木・建築工事設計変更ガイドライン」は、「土木工事」、「建築工事」「電気設備工事」、「機械設備工事」等に適用する。

2. 設計変更の基本事項

2-1 設計変更の定義

- 「設計変更（設計図書の変更）」とは、入札に際して発注者が指示した設計図書を受注者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が変更することをいう。
 - 契約変更とは、設計変更に伴う請負代金の変更又は工期の変更に基づき、契約の変更を行うことをいう。
(例外として物価の急激な変動等により設計変更を行わずに契約変更する場合等もある。)
- 契約図書：「契約書」「設計図書」
- 設計図書(土木工事)：「図面」「仕様書」「施工条件明示書」「工事数量総括表」
「設計図書に対する質問回答書」
- 設計図書(営繕工事)：「図面」「仕様書」「施工条件明示書」「設計図書に対する質問回答書」
- ※営繕工事における数量内訳書は参考として公開しているものであり、設計図書に含まれないため、設計図書と数量内訳書の相違は設計変更の対象とはならない。

2-2 設計変更の基本原則

- 設計表示単位に満たない設計変更は、変更契約の対象としない。
- 一式工事については、受注者に図面、仕様書において設計条件又は施工方法を明示したものに付き、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として、設計変更の対象としない。
- 変更見込金額が請負代金額の **30 %を越える工事**は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として**別途契約**とする。
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとする。

※「変更見込金額が請負代金額の 30 %を超える工事」について

変更見込金額が請負代金額の 30 %を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として別途契約とするが、契約約款第 28 条（臨機の措置）に係る工事、緊急工事については別途考慮する。

※「軽微な設計変更に伴うもの」とは、次に掲げる以外のものをいう。

①構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

②新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込み額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の 20 %を超えるもの。

昭和 44 年 3 月 31 日 建設省東地厚発第 31 号の 2
「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の 9 参照

注：本書は、契約の一事項として扱うこととし、仕様書にその旨を記載する。

工事請負契約に係る設計変更等ガイドラインの契約図書の位置づけについて変更基準の明確化、設計変更の運用徹底を図るため仕様書に明記すること。

【記載例】仕様書

第〇〇条

設計変更等については、契約約款第 20 条から第 26 条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木・建築工事設計変更ガイドライン」（八街市）によるところとする。

2-3 設計変更の対象事項

契約約款において、条件変更等に伴う設計変更の対象事項は**契約約款第 19 条（条件変更等）**に、発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更は**契約約款第 20 条（設計図書の変更）**に、また、受注者の責めに帰することができない事由による工事の一時中止については**契約約款第 21 条（工事の中止）**に規定している。

契約約款第 19 条（条件変更等） （抜粋）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

契約約款第 20 条（設計図書の変更） （抜粋）

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

契約約款第 21 条（工事の中止） （抜粋）

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことのできないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

契約約款第 23 条（受注者の請求による工期の延長） （抜粋）

受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

○設計変更の対象となる具体的な事項

設計変更の対象事項	契約約款
<p>① 設計図書が一致しない</p> <p>例) 土木工事</p> <p>ア 図面と仕様書又は工事数量総括表でH鋼の規格が一致しない</p> <p>イ 図面と仕様書又は工事数量総括表で管の口径が一致しない</p> <p>ウ 図面と仕様書又は工事数量総括表の数量（管布設延長、舗装面積、材料、仕様等）が一致しない</p> <p>例) 建築工事</p> <p>ア 仕様書と図面の寸法、数量等の記載が一致していない</p> <p>イ 平面図と詳細図の寸法が一致していない</p> <p>ウ 仕様書と図面の材料名称、材料仕様が一致しない</p>	<p>第 19 条 第 1 項 第 1 号</p>
<p>② 設計図書に誤謬又は脱漏がある</p> <p>例) 土木・建築工事</p> <p>ア 設計図書に示されている矢板の打設方法では、明示されている土質で施工できない</p> <p>イ 条件明示する必要があるにも係わらず、土質に関する一切の明示がない</p> <p>ウ 条件明示する必要があるにも係わらず、地下水位に関する一切の明示がない</p> <p>エ 条件明示する必要があるにも係わらず、交通誘導員に関する一切の明示がない</p> <p>例) 土木工事</p> <p>ア 同一部分の舗装構成等の記載が図面によって異なる</p> <p>イ 条件明示する必要があるにも係わらず、使用する部材の品質等が明示されていない</p> <p>例) 建築工事</p> <p>ア 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに違う</p> <p>イ 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない</p> <p>ウ 図面により同一部分の構成、構造が異なっている</p> <p>エ 図面に記載されている寸法が間違っている</p> <p>オ 使用する材料の仕様が明示されていない</p> <p>カ 図面に示されている器具が設計図書に示されていない</p>	<p>第 19 条 第 1 項 第 2 号</p>

<p>③ 設計図書の表示が明確でない</p> <p>例) 土木・建築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 図面の記載内容が読み取れない イ 使用する材料の規格、仕様（種類、強度等）が明確でない <p>例) 土木工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確 イ 水替工実施の記載があるが、作業時、常時などの運転条件の明示がない <p>例) 建築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 関連工事の内容が明確でない 	<p>第 19 条 第 1 項 第 3 号</p>
<p>④ 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない</p> <p>例) 土木・建築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 設計図書に明示された劣化の程度と劣化の範囲が実際の工事現場と一致しない イ 設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と工事現場での試験による改良後の強度が一致しない ウ 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した エ その他、新たな制約等が発生した場合 <p>例) 土木工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 設計図書に明示された土質や地下水位が現場条件と一致しない イ 設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない ウ 設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない エ 設計図書に明示された交通誘導員の人数等と規制図が一致しない オ 設計図書に明示された埋設物より大きい（多くの）埋設物が設置されていた <p>例) 建築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査や撤去が必要となった イ 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した 	<p>第 19 条 第 1 項 第 4 号</p>

<p>⑤ 予期することのできない特別な事態が生じた（設計図書で明示されていない施工条件について）</p> <p>例) 土木・建築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった イ 埋蔵文化財が発見され、調査が必要になった ウ 施工中に地中障害物が発見され、撤去が必要となった エ 近接する水路や地下水等の影響により、地盤沈下等が発生する恐れがあるため、矢板の設置が必要になった 	<p>第 19 条 第 1 項 第 5 号</p>
<p>⑥ 発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更</p> <p>例) 土木・建築</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 地元調整の結果、施工範囲を拡大（縮小）する イ 地元調整の結果、施工時間、施工期間を変更する ウ 同時に施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する エ 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する <p>例) 土木工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 警察、河川や鉄道の管理者、電気やガス等の事業者、消防署等との事前協議内容に変更が生じたことにより、施工内容を変更する イ 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設（共通仮設費に含まれるものは除く）を必要と判断し、追加する ウ 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する <p>例) 建築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 関係機関等との調整により、設計内容の変更、又は新たな工事内容の追加を行う必要が生じた イ 発注者の要望等により、設計内容の変更、又は新たな工事内容の追加を行う ウ 施設管理者、電気・ガス等の事業者、警察・消防署等との協議により、施工内容の変更、工種の追加をする エ 施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合 	<p>第 20 条</p>

<p>⑦ 受注者の責めに帰することができない事由による工事の一時中止</p> <p>例) 土木・建築工事</p> <p>ア 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない</p> <p>イ 設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに受注者の責によらず施工できない</p> <p>ウ 管理者間の協議の結果、施工できない時期が設定された</p> <p>エ 受注者の責によらない何らかの事象（地元調整等）が生じた</p> <p>オ 予見できない事態（地下障害物の発見等）が生じた</p> <p>カ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる</p> <p>キ 別契約の関連工事の進捗が遅れた</p>	<p>第 21 条</p>
<p>⑧ 受注者の責めに帰することができない工期延長</p> <p>例) 土木・建築工事</p> <p>ア 天候不良が続き工事の進捗が遅れた</p> <p>イ 工事打ち合わせ簿による受注者からの協議に、発注者の回答が遅くなり工事の進捗が遅れた</p>	<p>第 23 条</p>

2-4 設計変更が不可能なケース

○基本事項

下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

①設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合

◆受注者は契約約款第 19 条第 1 項により設計図書と工事現場の不一致、条件明示の無い事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を書面（工事記録等）により監督職員に提出し確認を求める。

②発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合

◆協議の回答は、発注者が契約約款第 19 条第 3 項により調査の終了後 14 日以内に行うこととなっており、速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、協議内容によっては各種検討や関係機関調整が必要などやむを得ず受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。その為、受注者はその事実が判明次第、できるだけ早い段階で協議（工事打合せ簿等）を行うことが重要である。

③受注者からの「施工承諾」で施工した場合

◆設計図書と工事現場の不一致、条件明示の無い事項等の場合は契約約款第 19 条により確認をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。

④工事請負契約書等に定められている所定の手続きを経していない場合（契約約款第 19 条から第 26 条、千葉県土木工事共通仕様書 1-1-3 から 1-1-5、公共建築工事標準仕様書 1-1-8 から 1-1-10）

◆発注者及び受注者は協議、指示、一時中止、工期変更、請負代金額の変更などの所定の手続きを行う。

⑤正式な書面によらない事項（口頭のみ指示、協議等）の場合

◆発注者は速やかに書面による指示、協議等を行う。受注者は書面による指示、協議等の回答を得て施工する。

※契約約款第 28 条（臨機の措置）については別途考慮する。

■協議：書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

■承諾：契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。

■施工承諾：受注者が自らの都合により施工方法を変更するため、発注者または監督職員が承諾することをいう。

契約約款第 28 条（臨機の措置）（抜粋）

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者はあらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2-5 設計変更が可能なケース

○基本事項

下記のような場合においては設計変更が可能である。

- ①仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。（ただし、所定の手続きが必要。）
- ②当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず工事着手できない場合。
- ③所定の手続（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。
（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
- ④受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
- ⑤受注者の責によらない工期の延期や短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

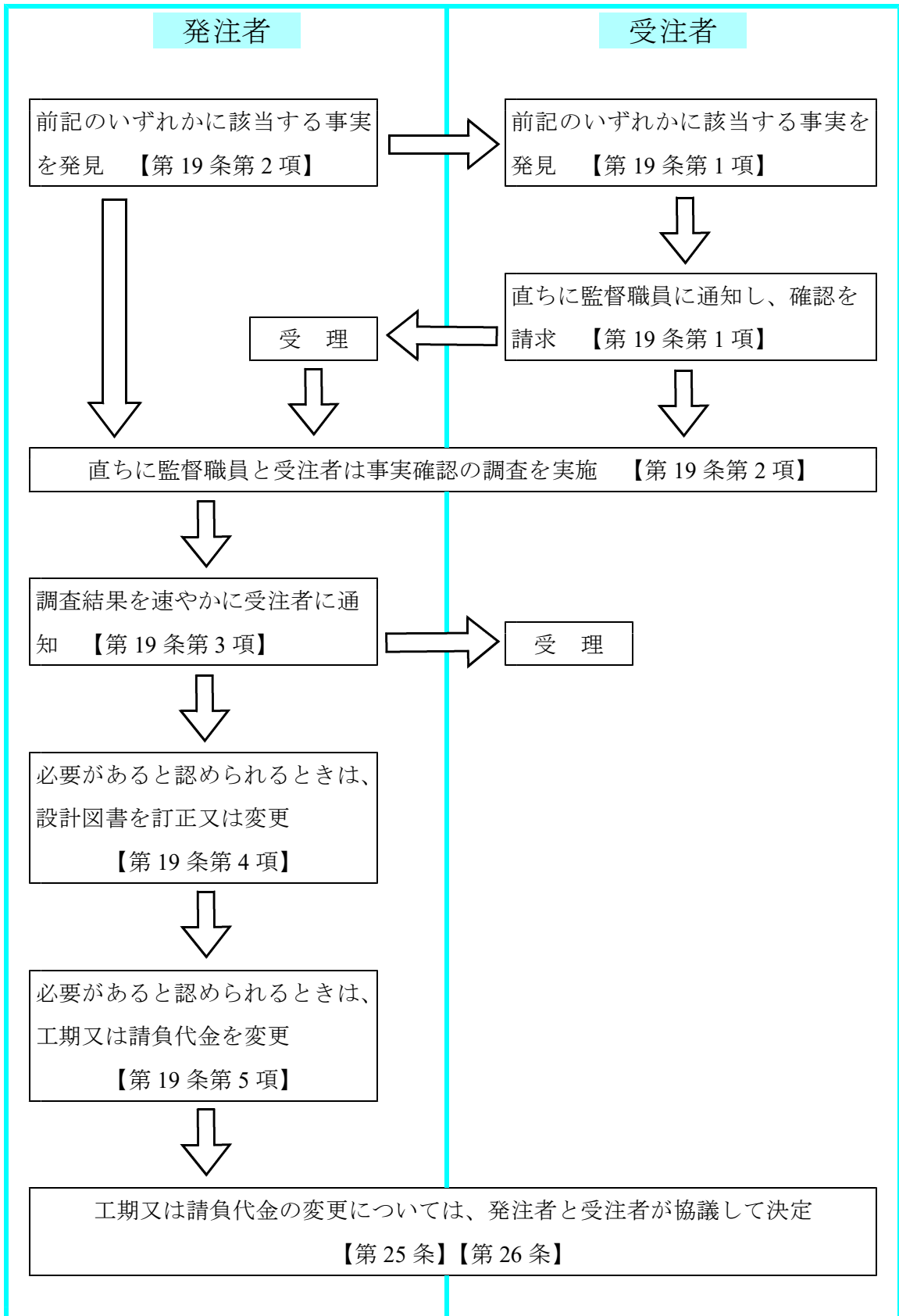
■指示：契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

2-6 設計変更を行う場合の手続き

①第 19 条（条件変更等）の手続きフロー

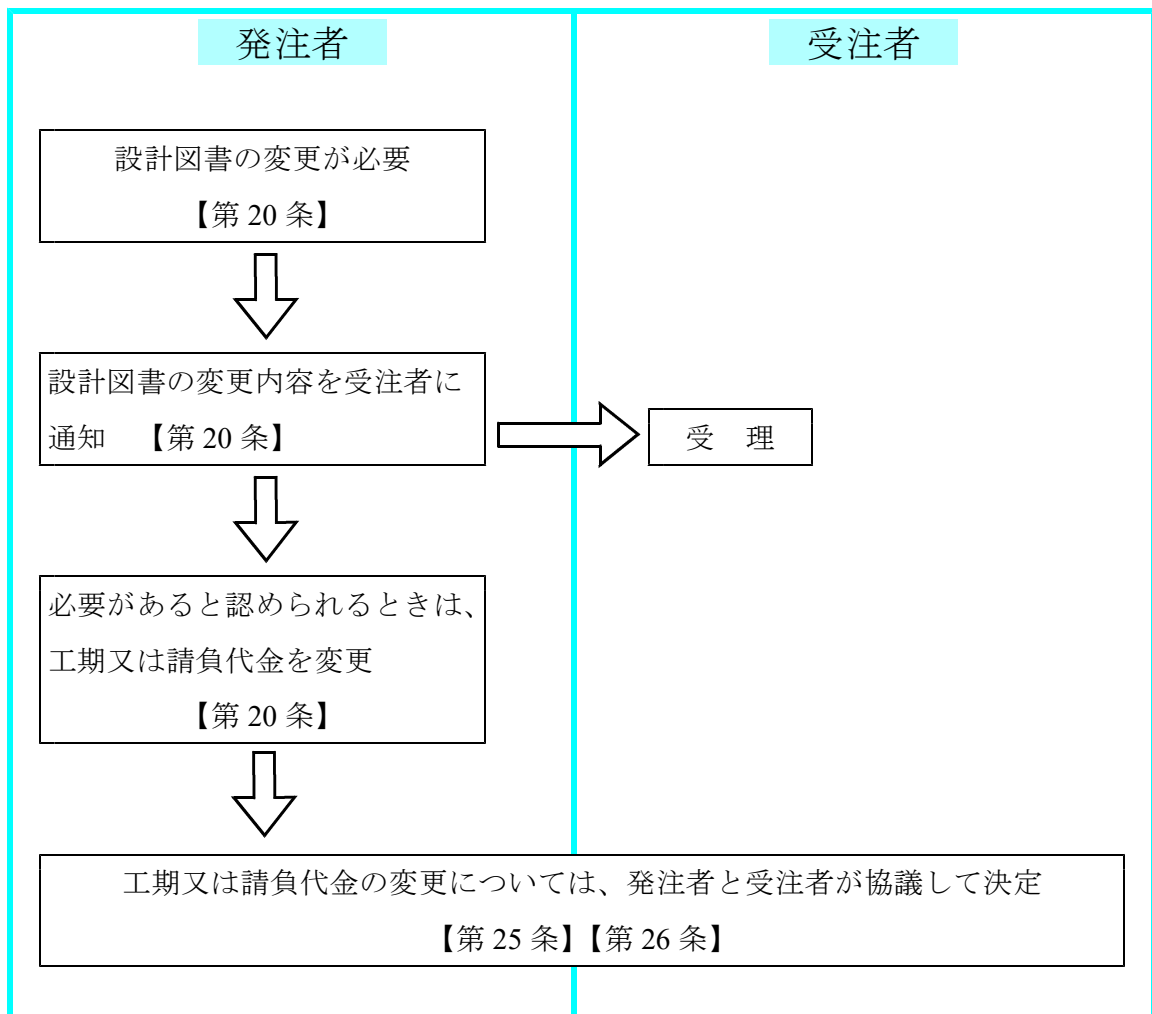
受注者は、工事施工に当たり、契約約款第 19 条第 1 項各号に該当する事実を発見したときは、その旨を監督職員に通知し、発注者にその確認を請求する。

- ①図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合
- ②設計図書に誤謬及び脱漏があった場合
- ③設計図書の表示が明確でない場合
- ④工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致していない場合
- ⑤設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合



②第 20 条（設計図書の変更）の手続きフロー

発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更する場合



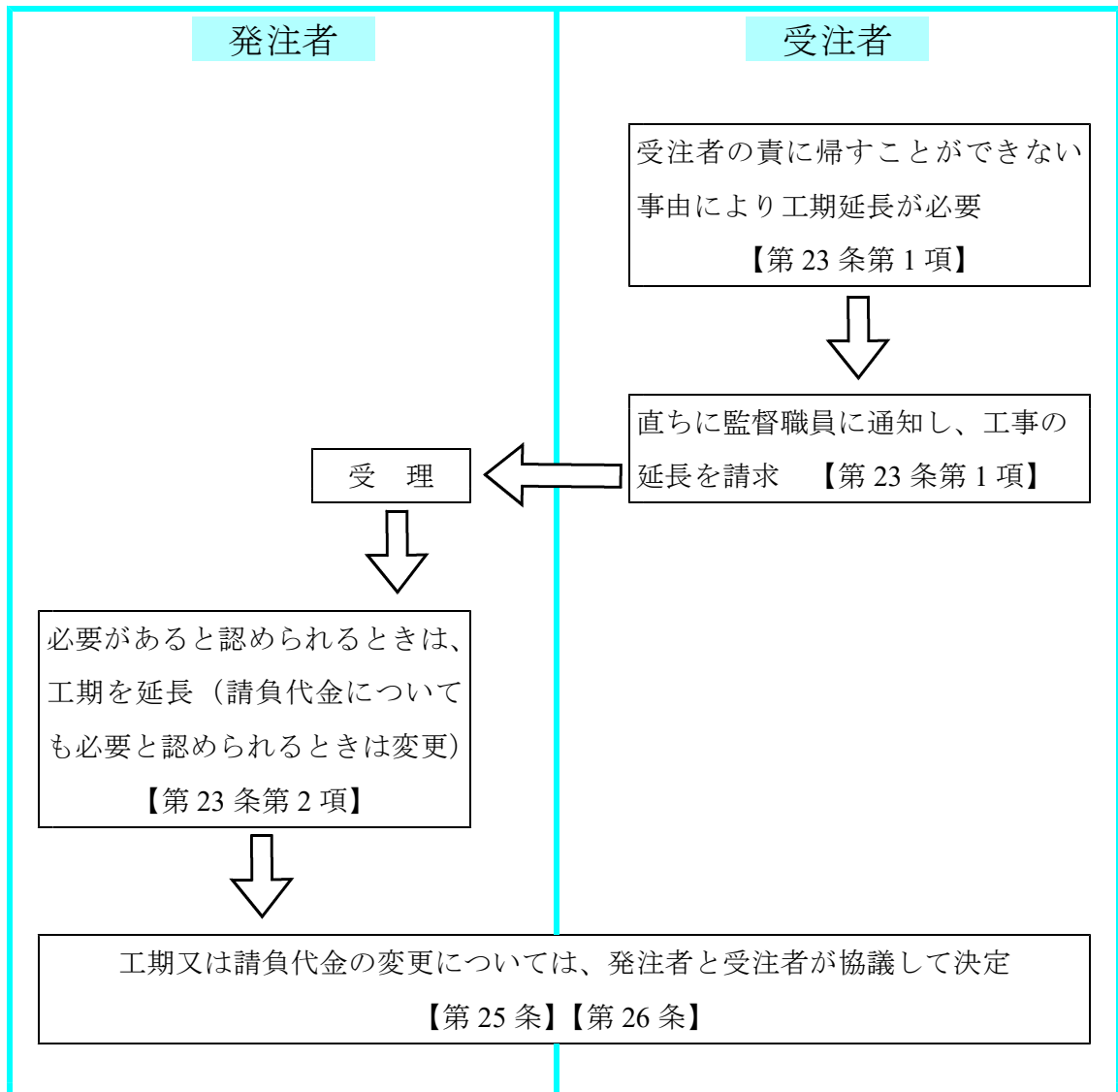
③第 21 条（工事の中止）

受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事が施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）Ⅱ工事一時中止に係るガイドライン（案）（国土交通省関東地方整備局）、営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）Ⅲ工事一時中止ガイドライン（国土交通省関東地方整備局）等を参考に受注者・発注者の協議によるものとする。

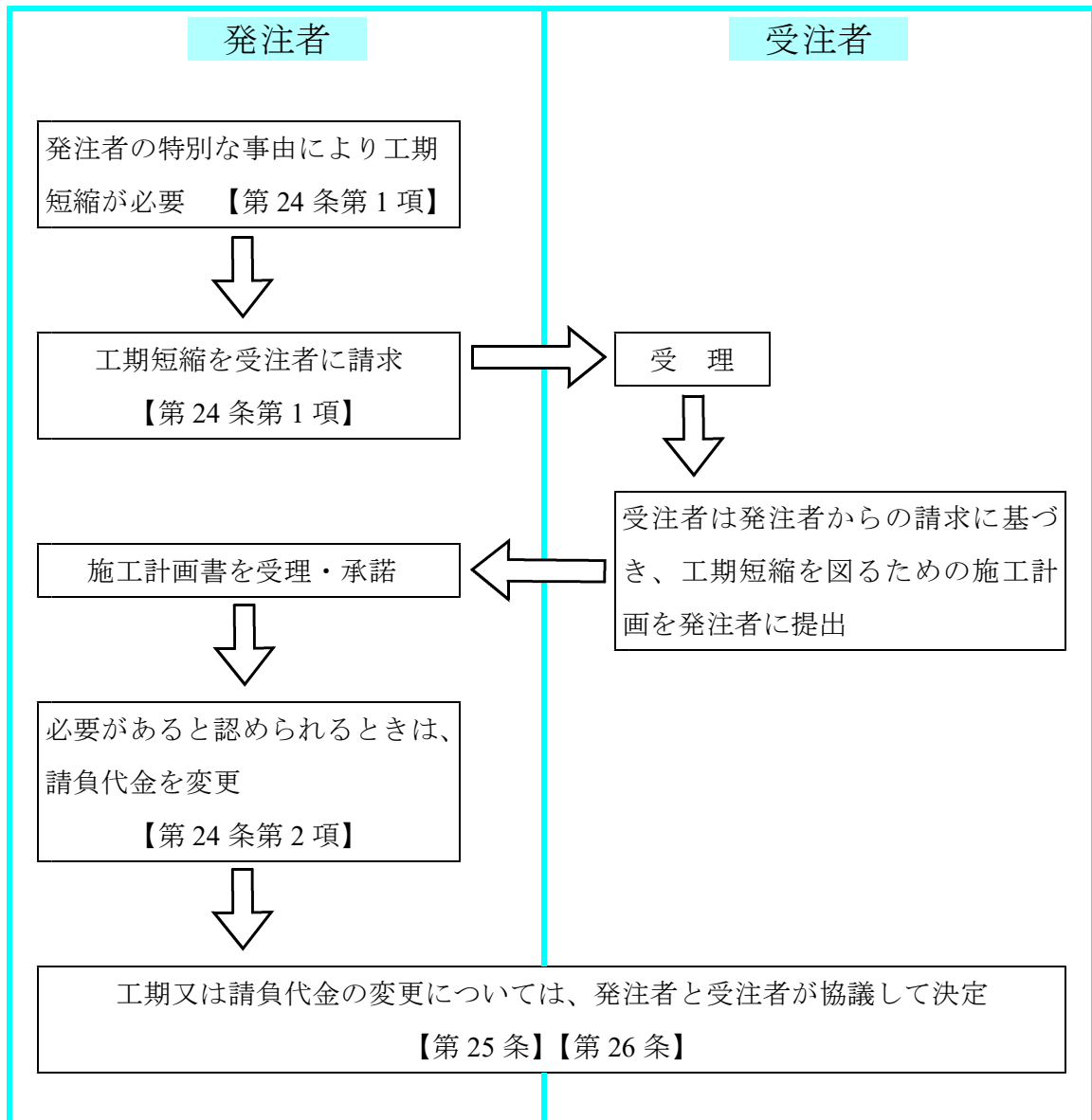
④第23条（受注者の請求による工期の延長）の手続きフロー

受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合

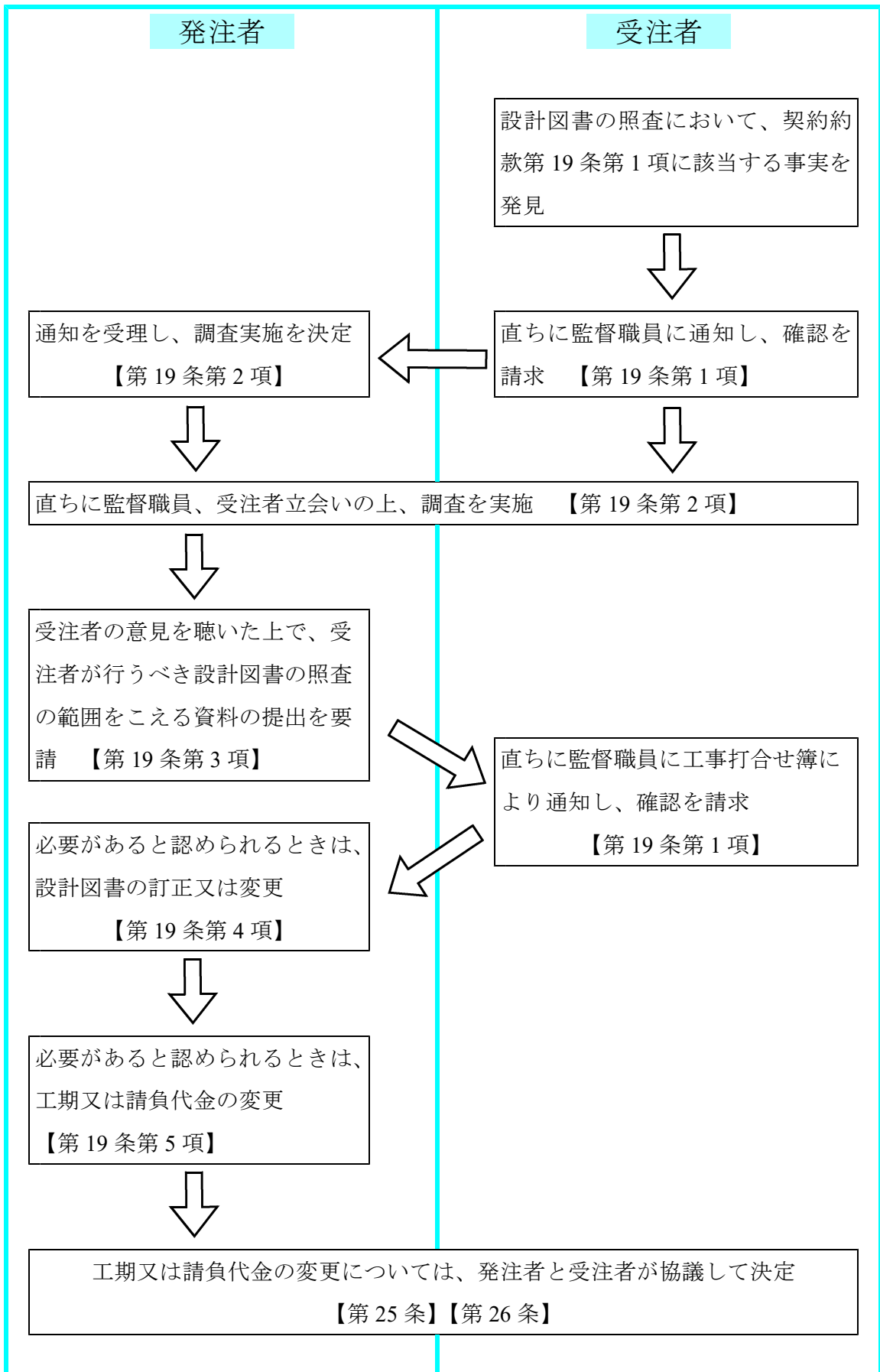


⑤第 24 条（発注者の請求による工期の短縮等）の手続きフロー

発注者の特別な事由により工期を短縮する必要がある場合



⑥第 19 条第 1 項（設計図書の照査の範囲をこえるもの）の手続きフロー



3. 設計図書の照査

3-1 基本事項

「設計図書の照査」とは、設計図書に問題点が無いか確認することで、受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第19条第1項第1号から第5号に該当する設計図書の問題点が無いか確認することである。

■ 1-1-3 設計図書の照査等：千葉県土木工事共通仕様書(抜粋)

2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3-2 「設計図書の照査」の位置づけ

◆受注者は、工事請負契約書に基づいて、設計照査を行うこととなる。

■設計図書の照査に係わる規定について：契約約款第19条(条件変更等)

受注者は、工事施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

◆照査結果から契約約款第19条にある、現場と設計図書が一致しないことの実事を監督職員が確認できる資料（現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等）の作成は、受注者の負担により作成を行う。

◆土木工事においては、照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする。

3-3 設計図書の照査の範囲をこえるもの

土木・建築工事

- ①設計根拠まで遡る設計図書の見直し
 - ②構造物の構造計算書の計算結果が設計図書と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの
 - ③構造物の載荷高さの変更となり、構造物の再計算が必要となるもの
 - ④基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面の作成
 - ⑤土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成
 - ⑥構造物の応力計算の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査
 - ⑦構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの
- 土木工事
- ①現地測量の結果、横断面を新たに作成する必要があるもの又は土木の縦横断計画の見直しが必要となるもの
 - ②舗装修繕工事等の縦横断設計(当初の設計図書において縦横断図面が示されており、その修正を行う場合。ただし、設計図書で縦横断図が示されておらず土木共通仕様書第3編 2-6-15 路面切削工、2-6-17 切削オーバーレイ工事に該当し縦横断設計を行うものは設計図書の照査に含まれる)

建築工事

- ①設計のための地質調査が必要な場合（品質管理のための調査は含まない）
- ②改修工事において、既存部分が設計図書と異なることにより、新たに図面作成が必要となるもの
- ③現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの
- ④現地調査の結果、設計図書で明示している既存設備の機能や能力等が異なる場合の容量計算及び図面作成
- ⑤施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図等の再作成が必要となるもの（ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる）
- ⑥「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計

4. 指定と任意

4-1 基本事項

- 指定とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書で指定したとおりの施工を行わなければならない。
- 任意とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書では指定せず、受注者の責任において自由に施工を行うことができることをいう。

任意の運用

指定と任意については、契約約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ①任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ②任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ③ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更の対象となる。

4-2 自主施工の原則

公共調達において施工される対象は、「工事目的物」と「仮設物」に大別できる。「工事目的物」については、発注者の「受け取り対象物」であり、設計図を作成することが必須である。「仮設物」は、最終的な発注者の「受け取り対象外」であり、契約約款第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事实施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲である。（自主施工の原則）

契約約款第1条第3項（総則）（抜粋）

仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

◆指定と任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付け)	施工方法等について指定しない (契約条件ではなく、積算に使用した標準的工法等を参考図として示したもので、受注者を拘束するものではない)
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	変更にあたって発注者の指示は必要なし (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法に変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<p>〈指定仮設とすべき事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要がある仮設 	

4-3 留意事項

指定と任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

- ①仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- ②任意については、受注者が自らの責任で行うもので仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。
- ③発注者（監督職員）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。

◆任意における不適切な対応例

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛りではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・新技術活用については受注者から申出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。

5. 施工条件明示

5-1 設計図書への施工条件明示

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

◆施工条件の明示項目及び明示事項（例）

別紙明示項目	明 示 事 項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工程等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容及び開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立なものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 行為着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合、その項目及び調査期間、また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数 7. 指定部分がある場合は、指定部分の内容、範囲、施工方法及び工期 8. 施設を使用しながらの工事において、仮設撤去時期、騒音振動が発生する工事期間等を指定する場合は、指定部分の時期、内容、範囲、施工方法等
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工のための仮用地等として、施工者に官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合又は電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等

安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員を配置する場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事中道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入・搬出路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事中資機材の搬入・搬出経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入・搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 (3) 一般道路又は敷地内通路において、通行車両の重量、サイズに制限がある場合は、その内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事中終了後の処置
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設備を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容 4. 敷地内で重機の設置等に支障がある場合は、その内容、場所、高さ
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分または保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 <p>なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間帯等の処分条件</p>

工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等への占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物件が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占有物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事現場発生品がある場合は、その品目、数量、現場内での再使用の有無、引渡し場所等 2. 支給資材及び貸与品がある場合は、その品目、数量、品質、規格又は性能、引渡し場所、引渡し期間等 3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 4. 架設工法を指定した場合は、その施工方法及び施工条件 5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う場合は、その箇所及び使用時期 8. 一部竣工を行う場合は、その箇所及び時期

照 査 項 目 確 認 表 (土木工事)

工 事 名		受 注 者				
現場代理人		主任・監理技術者		調 査 者		
項 目	主 な 内 容		対 象 の 有 無	照 査 結 果	照 査 月 日	備 考
施工上の基本事項	1	施工時期、施工時間、施工方法などについて条件明示があるか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	2	工事目的物に一部使用があるか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	3	施工開始日を設定しているか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	4	環境対策（濁水処理、騒音、振動、防塵など）について確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	5	工事用地等について（敷地、仮設用地）確保されているか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	6	運搬経路・迂回路の条件があるか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	7	近接構造物の有無の確認を行ったか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	8	工事支障物件（電柱、埋設物など）の移設、撤去は済んでいるか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	9	工事施工に伴う第三者への被害を及ぼすことが懸念され、事前・事後調査等について確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	10	その他	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
関係機関との協議内容の確認	1	電線・ケーブル、電柱、水道、ガス、鉄道等管理者との施工条件内容を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	2	関係機関との協議（道路、河川、鉄道、公安委員会等）内容を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	3	地元及び地権者との施工条件内容を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	4	利権者（農協、漁組）及び占有者との施工条件内容を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	5	保安林及び埋蔵文化財等の施工条件内容を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	6	通学路及びバス路線となっているかどうか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	7	土砂の処理場又は砂取場の位置、規模は明確になっているか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	8	その他	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
地形条件	1	施工上の制約条件を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	2	施工ヤード、スペースは確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	3	その他	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
施工条件	1	施工上の制約条件を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	2	仮設工（仮設道路、仮設工、仮締切土、工事用道路工など）について工法の指定などを確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	3	交通安全対策について確認したか（防護施設、交通整理員、作業制限など）	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	4	工事用資材等の経路、使用期間等の制限などについて安全施設、補修、工事完了後の処置などについて確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	5	他の工事と関連がある場合の条件などを確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	6	建設発生土関係について明示された内容を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	7	建設副産物関係について明示された内容を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	8	支給品及び発生材について明示された内容を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	9	再使用材料について明示された内容を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	10	その他	<input type="checkbox"/>	適：不	/	

現地調査	1	工事における振動、騒音等の環境状況を把握したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	2	支障物件（地下埋設物、既設埋設管との離隔等）の状況を把握したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	3	ベンチマークを確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	4	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	5	その他	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
設計図	1	全体一般図に必要な項目が記載されているか（地質条件等）	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	2	現地盤高と設計高の整合を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	3	各設計図が相互に整合しているか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	4	・施工高さ関係図	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
		・一般平面図と縦断図	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
		・構造図と配筋図	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
		・構造図と仮設図	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	5	指定仮設の場合、必要な項目が記載されているか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	6	設計図と工事数量総括表の使用材料の整合がとれているか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
7	特記仕様書を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/		
8	その他	<input type="checkbox"/>	適：不	/		
その他	1		<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	2		<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	3		<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	4		<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	5		<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	6		<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	7		<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	8		<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	9		<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	10		<input type="checkbox"/>	適：不	/	

注1 照査項目確認表は、工事開始前に確認チェックし、監督職員に報告してください

注2 チェック項目については、受注者が記入してください

注3 記載のチェック項目以外に、監督職員が照査として必要な項目がある場合は、その他の欄に記載して下さい

照 査 項 目 確 認 表 (建築工事)

工 事 名		受 注 者			
現場代理人		主任・監理技術者		調 査 者	
項 目	主 な 内 容	対象の有無	照査結果	照査月日	備 考
施工上の基本事項	1 施工時期、施工時間、施工方法などについて条件明示があるか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	2 工事目的物に部分使用があるか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	3 他官庁からの特定条件はあるか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	4 施工開始日を設定しているか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	5 環境対策（濁水処理、騒音、振動、防塵など）について確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	6 工事用地等について（敷地、仮設用地）確保されているか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	7 運搬経路・迂回路の条件があるか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	8 近接構造物の有無の確認を行ったか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	9 工事支障物件（電柱、埋設物など）の移設、撤去は済んでいるか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	10 工事施工に伴う第三者への被害を及ぼすことが懸念され、事前・事後調査等について確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	11 その他	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
関係機関との協議内容の確認	1 電線・ケーブル、電柱、水道、ガス、鉄道等管理者との施工条件内容を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	2 埋蔵文化財等の施工条件内容を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	3 他官庁への報告・提出が必要かの有無を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	4 その他	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
地形条件	1 施工上の制約条件を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	2 施工ヤード、スペースは確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	3 その他	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
施工条件	1 施工上の制約条件を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	2 仮設工について工法を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	3 交通安全対策について確認したか（防護施設、交通整理員、作業制限など）	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	4 工事用資材等の経路、使用期間等の制限などについて安全施設、補修、工事完了後の処置などについて確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	5 他の工事と関連がある場合の条件などを確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	6 その他	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
現地調査	1 工事における振動、騒音等の環境状況を把握したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	2 図面と現地の敷地状況の整合性を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	3 施工時の注意事項は把握したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	4 ベンチマーク・G Lを確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	5 使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	6 その他	<input type="checkbox"/>	適：不	/	

設計図	1	全体一般図に必要な項目が記載されているか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	2	特記仕様書を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	3	意匠図と構造図の整合性がとれているか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	5	現地盤高と計画高の整合を確認したか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	6	各設計図が相互に整合しているか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	7	構造図と配筋図の整合性がとれているか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	8	使用材料及び使用箇所が適切か	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	9	関連工事（電気・設備工事等）との図面の整合性はとれているか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	10	特定仮設の場合、必要な項目が記載されているか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	11	設計図と設計図書の使用材料及び数量の整合がとれているか	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	12	その他	<input type="checkbox"/>	適：不	/	
	その他	1		<input type="checkbox"/>	適：不	/
2			<input type="checkbox"/>	適：不	/	
3			<input type="checkbox"/>	適：不	/	
4			<input type="checkbox"/>	適：不	/	
5			<input type="checkbox"/>	適：不	/	
6			<input type="checkbox"/>	適：不	/	
7			<input type="checkbox"/>	適：不	/	
8			<input type="checkbox"/>	適：不	/	
9			<input type="checkbox"/>	適：不	/	
10			<input type="checkbox"/>	適：不	/	

注1 照査項目確認表は、工事開始前に確認チェックし、監督職員に報告してください

注2 チェック項目については、受注者が記入してください

注3 記載のチェック項目以外に、監督職員が照査として必要な項目がある場合は、その他の欄に記載して下さい